平成２３年（フ）第１２２号
福島県会津若松市河東町広田字堤14番地３、前住所福島県会津若松市真宮新町北２丁目６番地の１
破産者　熊谷　治郎
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３１２１号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町198番地４
破産者　皆川　能成
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６１号
相模原市中央区東淵野辺５―23―４　クレフラスト東淵野辺107、開始決定時の住所神奈川県厚木市七沢516番地　七沢更生ライトホーム
破産者　丸尾　忠司
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３３４号
長野県須坂市大字須坂1295番地１　506
破産者　滝沢　基晴
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
長野県須坂市墨坂南１丁目12番５号
破産者　浦野香代美
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５号
岐阜県下呂市金山町大船渡632番地５、住民票上の住所岐阜県下呂市萩原町萩原774番地４
破産者　髙村　常伸
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
岐阜県高山市長坂町15番地１
破産者　釜谷　靖治
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
静岡県下田市５丁目６番58号、旧住所東京都板橋区赤塚新町１―17―10―202
破産者　飯田　清一
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３８５号
愛知県知立市東上重原１丁目66番地　エステートＢＥＬＬ１―109号
破産者　酒井　健吉
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
兵庫県南あわじ市松帆志知川675番地
破産者　馬部　重樹
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８号
愛媛県新居浜市久保田町３丁目４番49号レーベンハイムⅢ202号
破産者　高橋　君宜
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第３５５号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4280番地
破産者　後藤　七郎
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０３号
宮崎市大字赤江1369番地１　セントヒルズマリーナ宮崎弐番館501号
破産者　川並雄一郎
１　決定年月日　平成24年２月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８０６号
宮城県多賀城市桜木２丁目１番39号
破産者　佐藤　栄子
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８２９号
静岡県焼津市坂本1024番地
破産者　小畑　榮一
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１０号
愛知県豊橋市牛川町字乗小路32番地886、開始決定時の住所愛知県豊川市大崎町小林202番地の２
破産者　宮嶋　正夫
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０３８号
愛知県豊田市若林東町棚田142番地１　ドルチェ102号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町春木清水ヶ根4102―11
破産者　岡元美佐子（旧姓上野）
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８号
大津市大石東５丁目12番９号
破産者　坂井　　豊
１　決定年月日　平成24年２月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部